

令和4年度税制改正に係る 青森市市税条例の専決処分による一部改正について

1 改正時期について

- 「令和4年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が、令和4年1月17日開会の第208回通常国会に提出された。
- 今回の改正には、令和4年4月1日から施行するために「青森市市税条例の一部改正」が必要な項目が、固定資産税で予定されている。
- 法案の成立及び公布時期は、例年「3月末」となっており、本市の令和4年第1回定例会が閉会していることが想定される。



よって、令和4年4月1日から施行するために改正が必要な項目については、「専決処分」による条例改正を行おうとするもの。

2 専決処分による条例改正が予定される項目について

土地に係る固定資産税の負担調整措置

負担調整措置・・・市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途（商業地等は6割）とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置。

- 景気改善に万全を期すため、負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。

《参考 令和3年度の税制改正》

納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く。

3 専決処分による条例改正後の対応

専決処分による条例改正に係る資料を全議員に配布する。